

一 酒税法令の制定

1 昭和15年3月 酒税法

法律第三十五号（官報号外）昭和十五年三月二十九日

酒税法目次

第一章 総則

第二章 製造及販売ノ免許

第三章 酒税ノ賦課徵收

第一節 酒税ノ種別及課率

第二節 酒類造石税

第三節 酒類庫出税

第四節 原料用及輸出向酒類

第五節 納税担保

第四章 雜則

第五章 罰則

第一章

第一条 酒類ニハ本法ニ依リ酒税ヲ課ス

第二条 本法ニ於テ酒類トハアルコール分一度以上ノ飲料ヲ謂フ、但シアルコール専売法ノ適用ヲ受クルアルコール

ヲ除ク

本法ニ於テアルコール分トハ摄氏十五度ノ時ニ於テ原容量百分中ニ含有スル〇・七九四七ノ比重ヲ有スルアル

コールノ容量ヲ謂フ

第三条 酒類ヲ分チテ清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、焼酎、麦酒、果実酒及雑酒トス

第四条 本法ニ於テ清酒トハ左ニ掲タルモノヲ謂フ

一 米、米麹及水ヲ原料トシテ醸醉セシメ之ヲ濾過シタルモノ

二 米、水及命令ヲ以テ定ムル物品ニシテ其ノ重量ガ米（麹米ヲ含ム）ノ重量ヲ超エザルモノヲ原料トシテ醸醉セシメ、之ヲ超過シタルモノ

清酒ヲ清酒精ニテ粕漉シタルモノハ之ヲ清酒ト看做ス

第五条 本法ニ於テ合成清酒トハアルコール、焼酎又ハ清酒ト他ノ物品トヲ混和シテ製造シタル酒類ニシテ其ノ香味、色沢、其ノ他ノ性状ガ清酒ニ類似スルモノヲ謂フ

第六条 本法ニ於テ濁酒トハ左ニ掲タルモノヲ謂フ

一 米、米麹及水ヲ原料トシテ醸醉セシメ之ヲ濾過セザルモノ

二 米又ハ米麹ト清酒、濁酒、味淋、焼酎又ハアルコールトヲ混和シテ碾碎シタルモノ

第七条 本法ニ於テ白酒トハ左ニ掲タルモノヲ謂フ

一 米又ハ米麹ト清酒、濁酒、味淋、焼酎又ハアルコールトヲ混和シテ碾碎シタルモノ

二 前号ニ掲タル原料ノ外水ヲ混和シテ碾碎シタルモノ

第八条 本法ニ於テ味淋トハ左ニ掲タルモノヲ謂フ

一 米及米麴ト燒酎又ハアルコールヲ混和シテ濾過シタルモノ

二 前号ニ掲タル原料ノ外味淋、味淋粕又ハ水ヲ混和シテ濾過シタルモノ

味淋ヲ味淋粕ニテ紹述シタルモノハ之ヲ味淋ト看做ス

第九条 本法ニ於テ燒酎トハ左ニ掲タルモノヲ謂フ

一 清酒粕、合成清酒粕、味淋粕、清酒、合成清酒、濁酒、白酒又ハ味淋ヲ蒸餾シタルモノ

二 命令ヲ以テ定ムル物品及水ヲ原料トシテ醸醉セシメタルモノヲ蒸餾シタルモノ

燒酎ヲ蒸餾シタルモノハ之ヲ燒酎ト看做ス

第十条 本法ニ於テ麥酒トハ左ニ掲タルモノヲ謂フ

一 麦芽、ホップ及水ヲ原料トシテ醸醉セシメタルモノ

二 麦芽、水及命令ヲ以テ定ムル物品ニシテ其ノ重量ガ麥芽ノ重量ノ十分ノ五ヲ超エザルモノヲ原料トシテ

醸醉セシメタルモノ

第十一条 本法ニ於テ果実酒トハ左ニ掲タルモノヲ謂フ

一 果実ヲ原料トシテ醸醉セシメタルモノ

二 果実ニ命令ノ定ムル所ニ依リ糖類ヲ加ヘテ醸醉セシメタルモノ

三 果実又ハ果実ニ命令ノ定ムル所ニ依リ糖類ヲ加ヘタルモノニ水又ハ命令ヲ以テ定ムル除酸剤ヲ加ヘテ醸醉セ

シメタルモノ

第十二条 本法ニ於テ雜酒トハ清酒、合成清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒及果實酒以外ノ酒類ヲ謂フ

第十三条 本法ニ於テ保稅地域トハ關稅法ニ定ムル保稅地域ヲ謂フ

第二章 製造及販売ノ免許

第十四条 酒類ヲ製造セントスル者ハ製造スベキ酒類ノ各種類ニ付製造場一個所毎ニ政府ノ免許ヲ受クベシ

第十五条 每酒造年度ニ於テ清酒及合成清酒ハ各三百石、濁酒ハ百石、白酒、味淋及燒酎ハ各五十石、麥酒ハ二万

石、雜酒ハ十石以上ヲ製造スル者ニ非ザレハ製造ノ免許ヲ与ヘズ、但シ清酒ノ製造免許ヲ受ケタル者ニハ濁酒、白酒、味淋又ハ燒酎ニ付スル制限ヲ、燒酎ノ製造免許ヲ受ケタル者ニハ白酒又ハ味淋ニ付スル制限ヲ適用セズ
每酒造年度ニ於テ清酒及合成清酒ヲ合計シテ三百石以上製造スル者ニハ前項ノ規定ニ拘ラズ製造ノ免許ヲ与フル
コトヲ得

試験ノ為ニ製造スル酒類ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ第一項ノ規定ニ拘ラズ製造ノ免許ヲ与フルコトヲ得
酒造年度トハ其ノ年十月一日ヨリ翌年九月三十日迄ノ期間ヲ謂フ

第十六条 酒母、醪又ハ麹ヲ製造セントスル者ハ製造場一個所毎ニ政府ノ免許ヲ受クベシ、但シ酒類製造ノ免許又ハ
アルコール專賣法ニ依ルアルコール製造ノ特許、許可若ハ委託ヲ受ケ酒類又ハアルコールノ製造場ニ於テ製造ス

ル者、及自己又ハ其ノ家族ノ用ニノミ供スル麹ヲ製造スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

第十七条 酒類ノ販売業（販売ノ仲介業ヲ含ム、以下同ジ）ヲ為シントスル者ハ政府ノ免許ヲ受クベシ、但シ酒類製
造者ガ其ノ製造場ニ於テ販売業及命令ヲ以テ定ムル販売業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
前項ノ免許ハ販売場ヲ有スル者ニ在リテハ販売場一個所毎ニ之ヲ受クベシ

第十八条 第十四条、第十六条及前条ノ規定ニ依ル免許ノ申請アリタル場合ニ於テ左ノ各号ノ一二該当スルトキハ政
府ハ其ノ免許ヲ与ヘザルコトヲ得

一 取締上不適當ト認ムル場所ニ製造場又ハ販売場ヲ設ケントスルトキ

二 本法ニ違反シ処罰又ハ処分ヲ受ケタル者ガ免許ヲ申請シタルトキ

三 第二十二条第一項第四号ノ規定ニ依リ免許ヲ取消サレタル者ガ免許ヲ申請シタルトキ

四 資力不充分ト認メラル者ガ種類ノ製造ヲ申請シタルトキ

五 酒税保全ノ為ニスル製造又ハ販売ノ統制上免許ヲ与フルニ不適當ト認ムルトキ

六 前各号ノ外取締上不適當ト認ムル者ガ免許ヲ申請シタルトキ

第十九条 酒類、酒母、醪若ハ麹ノ製造又ハ酒類ノ販売業ノ免許ヲ受ケタル者其ノ製造場又ハ販売場ヲ移転セントスルトキハ政府ノ許可ヲ受クベシ

第二十条 酒類製造ノ免許ヲ受ケタル者其ノ製造ヲ廃止セントスルトキハ免許ノ取消ヲ申請スベシ

酒母、醪若ハ麹ノ製造又ハ酒類ノ販売業ノ免許ヲ受ケタル者其ノ製造又ハ販売業ヲ廃止シタルトキハ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ

第二十一条 酒類、酒母、醪若ハ麹ノ製造業又ハ酒類販売業ヲ相続シタル者ハ其ノ製造又ハ販売業ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第二十二条 酒類製造者左ノ各号ノ一二該当スルトキハ政府ハ酒類製造ノ免許ヲ取消スコトヲ得

一 本法ニ違反シ処罰又ハ处分セラレタルトキ

二 三年以上引続キ酒類ノ製造ヲ為サザルトキ

三 三酒造年度以上引続キ其ノ製造石数ガ第十五条第一項又ハ第二項ノ制限石数ニ達セザリシトキ

四 第四十三条ノ規定ニ依リ担保ノ提供ヲ命ぜラレタル場合ニ於テ其ノ提供ヲ為サザルトキ

前項ノ規定ニ依リ免許ヲ取消シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ製成其ノ他必要ノ行為ヲ継続セシムルコ

トヲ得、此ノ場合ニ於テハ仍本法ヲ適用ス

第二十三条 酒類製造者ニハ其ノ製造ノ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テモ酒税ヲ完納スルニ至ル迄ノ間仍本法ヲ適用ス

第二十四条 第二十二条第一項第一号及第二号並ニ第三項ノ規定ハ酒母、醪又ハ麹ノ製造者ニ付之ヲ準用ス

第二十五条 酒類販売業者左ノ各号ノ一二該当スルトキハ政府ハ酒類販売業ノ免許ヲ取消スコトヲ得

一 本法ニ違反シ処罰又ハ处分セラレタルトキ

二 二年以上引続キ酒類ノ販売ヲ為サザルトキ

第二十二条第二項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ免許ヲ取消サレタル者ニ付之ヲ準用ス

第三章 酒税ノ賦課徵收

第一節 酒税ノ種別及課率

第二十六条 酒税ハ之ヲ酒類造石税及酒類庫出税ノ二種トス

第二十七条 各酒類ニ課スベキ酒税及其ノ税率左ノ如シ

一 清酒及白酒 造石税 一石三付 四十五円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎三三円八十銭ヲ加フ

庫出税 一石三付 二十五円

二 合成清酒 造石税 一石三付 四十八円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度毎三四円ヲ加フ

庫出税 一石三付 二十五円

三 潤酒 造石税 一石二付 四十五円
四 味淋 造石税 一石二付 四十五円
アルコール分二十八度ヲ超ユルトキハアルコール分二十八度ヲ超ユル一度每ニ二円七十銭ヲ加フ

庫出税 一石二付 二十五円

五 烧酎

第一類 アルコール分四十五度ヲ超ユルモノ
甲 連続式蒸餾機ニ依リ製造シタルモノ

アルコール分三十度ヲ超ユルトキハアルコール分三十度ヲ超ユル一度每ニ二円七十銭ヲ加フ

庫出税 一石二付 二十五円

乙 其ノ他ノモノ

造石税 一石二付 四十五円

アルコール分三十度ヲ超ユルトキハアルコール分三十度ヲ超ユル一度每ニ二円六十銭ヲ加フ
庫出税 一石二付 二十五円

第二種 アルコール分四十五度ヲ超ユルモノ

造石税 一石二付 百五十五円ニアルコール分四十五度ヲ超ユル一度每ニ四円ヲ加
ヘタル金額

庫出税 一石二付 二十五円

六 麦酒	庫出税	一石二付	五十九円三十銭
七 果実酒	庫出税	一石二付	二十五円
八 雜酒	造石税	一石二付	五十円

アルコール分二十度ヲ超ユルトキハアルコール分二十度ヲ超ユル一度每ニ四円ヲ加フ

庫出税 一石二付 三十円

第二節 酒類造石税

第二十八条 酒類造石税ハ酒類ノ製造石数ニ応じ其ノ製造者ヨリ之ヲ徴収ス、但シ命令ノ定ムル所ニ依リ清酒三付テハ製造石数ノ百分ノ七以内、味淋三付テハ製造石数ノ百分ノ三以内、焼酎三付テハ製造石数ノ百分ノ二以内ノ率引減量又ハ貯蔵減量ヲ製造石数ヨリ控除スルコトヲ得

第四条第二項又ハ第八条第二項ノ酒類三付テハ粕漉ニ依リ増加シタル分ノミヲ以テ前項ノ製造石数ト看做ス、但シ粕漉前ノ酒類ノ石数ヲ確知スルコト能ハザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二十九条 酒類(麦酒及果実酒ヲ除ク)ノ製造石数及アルコール分ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製成ノ時之ヲ査定ス犯則其ノ他ノ事由ニ因リ前項ノ規定ニ依リ難キ場合ニ於テハ現在ノ酒類又ハ証憑物件ニ就キ其ノ製造石数又ハアルコール分ヲ査定ス

麦酒及果実酒ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ製成ノ時其ノ製造石数ヲ検定ス

第三十条 酒類造石税ハ左ノ納期ニ於テ之ヲ徴収ス

一 清酒

第一期 七月一日ヨリ三十一日限

前年十月一日ヨリ其ノ年四月三十日迄ニ査定シタル製造石数ニ対スル税額ノ四分ノ一

第二期 十月一日ヨリ三十一日限

同上

第三期 翌年二月一日ヨリ末日限

同上及其ノ年五月一日ヨリ九月三十日迄ニ査定シタル製造石数ニ対スル税額ノ一分ノ一

第四期 翌年三月一日ヨリ三十一日限

前納額ノ残額

二 潬酒、白酒、味淋及焼酎

第一期 七月一日ヨリ三十一日限

前年十月一日ヨリ其ノ年四月三十日迄ニ査定シタル製造石数ニ対スル税額ノ一分ノ一

第二期 十月一日ヨリ三十一日限

同上

第三期 翌年二月一日ヨリ末日限

其ノ年五月一日ヨリ九月三十日迄ニ査定シタル製造石数ニ対スル税額

三 合成清酒及雜酒

毎月中査定シタル製造石数ニ対スル税額ヲ翌月末日限

第三十一条 第二十二条第一項ノ規定ニ依リ酒類製造ノ免許ヲ取消シタル場合ニ於テハ未納ニ属スル酒類造石税ノ全部又ハ一部ヲ直ニ徵收スルコトヲ得、第四十三条ノ規定ニ依リ担保ノ提供ヲ命ぜラレタル場合ニ於テ其ノ提供ヲ

為サザルトキ亦同ジ

第三十二条 酒類ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類造石税ヲ免除スルコトヲ得、但シ製造場外ニ移出シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一 亡失シタルトキ

二 腐敗其ノ他ノ事由ニ因リ飲用ニ供シ難キ場合ニ於テ政府ノ承認ヲ受ケ酒類トシテ飲用スルコト能ハザル处置ヲ施シ又ハ酒類製造ノ原料ニ供シタルトキ

第三十七条第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シタル酒類ガ移出先ニ到達前又ハ移出先ニ於テ災害其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタル場合ニ於テハ、命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類造石税額ニ相当スル金額ヲ交付スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付金ヲ交付スル場合ニ於テ當該酒類ニ付納付すべき酒類造石税中未納ニ属スルモノノアルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ税額ニ相当スル担保ノ提供ヲ命ズルコトヲ得

第三節 酒類庫出税

第三十三条 酒類庫出税ハ製造場ヨリ移出シタル酒類ノ石数ニ応ジ製造者ヨリ之ヲ徵收ス、但シ保税地域ヨリ引取ル

酒類ニ付テハ引取リタル石数ニ応ジ引取人ヨリ之ヲ徵收ス

第三十四条 酒類ガ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ酒類ノ製造場ヨリ移出シタルモノト看做ス
一 製造場ニ於テ飲用セラレタルトキ

二 酒類製造ノ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テ製造場ニ現存スルトキ、但シ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク
三 製造場ニ現存スルモノ公売若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手続ニ於テ換価セラレタルトキ

第三十五条 酒類（濁酒ヲ除ク）ノ製造者ハ毎月製造場ヨリ移出シタル酒類ノ種類毎ニ石数ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提供スベシ、但シ左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於テハ直ニ其ノ移出シ又ハ移出シタルモノト看做サレタル酒類ニ付申告書ヲ提出スベシ

一 酒類製造ノ免許ヲ取消サレタルトキ、但シ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除ク

二 酒類ガ公売若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手続ニ於テ換価セラレタルトキ

酒類（濁酒ヲ除ク）ヲ保稅地域ヨリ引取ル者ハ引取ノ際前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ

申告書ノ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相当ト認ムルトキハ政府ハ移出又ハ引取ノ石数ヲ決定ス

第三十六条 酒類庫出税ハ毎月分ヲ翌月末日迄ニ納付スベシ、但シ第三十三条但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ

前条第一項但書ノ場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ其ノ酒類庫出税ヲ徵收ス

前項ノ場合ヲ除クノ外命令ノ定ムル所ニ依リ酒類庫出税ニ付其ノ税額ニ相当スル担保ヲ提供シタルトキハ一月以内其ノ税金ノ徵收ヲ猶予スルコトヲ得

第三十七条 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ他ノ製造場又ハ販賣場ニ移入スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出シ又ハ保稅地域ヨリ引取ル酒類ニ付テハ第三十三条ノ規定ヲ適用セバ

前項ノ場合ニ於テハ移出先又ハ引取先ヲ以テ製造場ト看做シ移出先又ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ證明ナキモハニ付テハ、第一項ノ酒類ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ移出先又ハ引取先ニ移入セラレタルコトノ證明ナキモハニ付テハ、製造者又ハ引取人ヨリ直ニ其ノ酒類庫出税ヲ徵收ス、但シ災害其ノ他ニムコトヲ得ザル事由ニ因リ亡失シタルモノニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ、其ノ酒類庫出税ヲ免除スルコトヲ得

政府ハ第一項ノ酒類ニ付必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類庫出税額ニ相当スル担保ノ提供ヲ命ズルコトヲ得

第三十八条 製造場ヨリ移出シタル酒類ヲ同一製造場ニ戻入シ又ハ酒類ヲ製造場外ヨリ移入シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類ヲ製造場ヨリ移出スルモ更ニ酒類庫出税ノ徵收ヲ為サズ、但シ前条第一項ニ規定スル政府ノ承認ヲ受ケテ移出先又ハ引取先ニ移入シタル酒類ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四節 原料用及輸出向酒類

第三十九条 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ同一製造場ニ於テ酒類製造ノ原料ニ供スル為製造シタル酒類ニ付テハ其ノ酒類造石税ヲ免除ス

前項ノ原料用酒類ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ニ限り其ノ用途ヲ変更スルコトヲ得命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ第三十七条第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ製造場ヨリ移出シタル酒類ヲ移出先ニ於テ酒類製造ノ原料ニ供シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類造石税額ニ相当スル金額ヲ交付ス

第三十二条第三項ノ規定ハ前項ノ交付金ヲ交付スル場合ニ付テ準用ス

第四十条 前条第一項ノ原料用酒類ガ左ノ各号ノ一二該当スル場合ニ於テハ直ニ其ノ酒類造石税ヲ徵收ス

一 前条第二項ノ規定ニ依リ其ノ用途ヲ変更シタルトキ

二 酒類製造ノ免許ヲ取消サレタル場合ニ於テ製造場ニ現存スルトキ

三 公売若ハ競売セラレタルトキ又ハ破産手続ニ於テ換価セラレタルトキ

第四十一条 政府ノ承認ヲ受ケ酒類ヲ輸出シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類造石税ヲ免除シ又ハ其ノ税額

三相当スル金額ヲ交付スルコトヲ得

第三十二条第二項ノ規定ハ前項ノ交付金ヲ交付スル場合ニ付之ヲ準用ス

第四十二条 政府ノ承認ヲ受ケ輸出スル目的ヲ以テ製造場ヨリ移出スル酒類三付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ酒類庫出税ヲ免除スルコトヲ得

第三十七条第三項ノ規定ハ前項ノ酒類ニシテ政府ノ指定シタル期間内ニ輸出セラレタルコトノ証明ナキモノニ付之ヲ準用ス

第一項ノ酒類ハ之ヲ内地、朝鮮、台灣、樺太若ハ南洋群島ニ於テ消費シ又ハ此等ノ地域ニ於テ消費スル目的ヲ以テ譲渡スルコトヲ得ズ、但シ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ承認ヲ受ケタル酒類三付テハ直ニ其ノ酒類庫出税ヲ徵収ス

第三十七条第四項ノ規定ハ第一項ノ酒類庫出税ニ付之ヲ準用ス

第五節 納税担保

第四十三条 政府ハ酒類製造者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ酒類造石稅三付担保ノ提供ヲ命ズルコトヲ得、但シ酒類製造者政府ノ承認ヲ受ケ納稅ノ担保トシテ酒類造石稅額ニ相当スル額ノ酒類ヲ保存スルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四十四条 酒類製造者ノ屬スル酒造組合ニ於テ納稅ヲ保証シタルトキハ其ノ各組合員モ亦連帶シテ保証ノ義務ヲ負フ

第四十五条 本法ニ依リ担保ヲ提供シ又ハ納稅ノ担保トシテ酒類ヲ保存シタル場合ニ於テ納稅義務者期限内ニ稅金ヲ納付セザルトキハ其ノ担保物タル金錢ヲ直ニ稅金ニ充テ、金錢以外ノ担保物若ハ納稅ノ担保トシテ保存スル酒類ヲ公売ニ付シテ稅金及公売ノ費用ニ充テ、又ハ保証人若ハ納稅ヲ保証シタル酒造組合ノ組合員ヲシテ稅金ヲ納付

セシム

第四十六条 前条ノ場合ニ於テ担保物又ハ納稅ノ担保トシテ保存スル酒類ノ価額ヲ徵収スベキ稅金及公売ノ費用ニ充テ仍不足アリト認ムルトキハ納稅義務者ノ他ノ財産ニ就キ滯納処分ヲ行フ

納稅義務者ニ対シ滯納処分ヲ執行シタル場合ニ於テ其ノ財産ノ価額ヲ徵収スベキ稅金、督促手数料、延滞金及滯納処分費ニ充テ仍不足アリト認ムルトキハ保証人又ハ納稅ヲ保証シタル酒造組合ノ組合員ニ對シ滯納処分ヲ行フ前項ノ保証人又ハ酒造組合ノ組合員ハ國稅徵收法第三十二条第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ滯納者ト看做ス

第四十七条 第三十一条又ハ國稅徵收法第四条ノ一ノ規定ニ依リ酒稅ヲ徵収スル場合ニ於テハ其ノ担保トシテ酒類ヲ差押フルコトヲ得

第四十八条 酒類製造者ハ第四十三条但書ノ規定ニ依リ納稅ノ担保トシテ保存スル酒類ヲ処分シ又ハ製造場ヨリ移出スルコトヲ得ズ

第四章 雜則

第四十九条 酒類製造者ハ製造石數ノ査定又ハ検定前ニ於テ其ノ酒類ヲ処分シ又ハ製造場ヨリ移出スルコトヲ得ズ第五十条 製造石數査定後ニ於テ酒類ニ種類ノ異ナル酒類又ハ水以外ノ物品ヲ混和シタルトキハ新ニ酒類ヲ製造シタルモノト看做ス、但シ左ニ掲タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ清酒ト合成清酒トヲ混和スルトキ

二 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ酒類保存ノ為酒類ニ焼酎若ハアルコール又ハ水以外ノ物品ヲ混和スルトキ

第五十一条 酒母又ハ醪ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ヲ除クノ外之ヲ処分シ又ハ製造場ヨリ移出

出スルコトヲ得ズ、但シ命令ノ定ムル所ニ依リ酒類製造者ガ酒類製造ノ用ニ供スル場合又ハ酒母ヲ政府ノ交付シタル酒母譲受許可書ヲ有スル者ニ譲渡スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ醪ハ之ヲ濁酒ト看做シ製造者ヨリ直ニ酒類造石税ヲ徵収ス、但シ政府ノ承認ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ醪ハ之ヲ濁酒ト看做シ製造者ヨリ直ニ酒類造石税ヲ徵

第五十二条 政府ハ取締上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造者ニ對シ製造又ハ貯蔵ノ設備又ハ方法ニ關シ必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五十三条 政府ハ酒税保存上必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類ノ販売業者ニ對シ製造数量又ハ販売ノ数量、価格若ハ方法ニ付必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第五十四条 酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類若ハ麴ノ販売業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、貯蔵又ハ販売ニ關スル事項ヲ帳簿ニ記載スベシ

第五十五条 酒類、酒母、醪若ハ麴ノ製造者又ハ酒類ノ販売業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、貯蔵又ハ販売ニ關スル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第五十六条 酒類、酒母、醪若ハ麴又ハ販売業者ノ所持スル酒類若ハ麹スル機械、器具及容器ノ検定ヲ受クベシ

第五十七条 酒類、酒母、醪若ハ麹ノ製造者又ハ酒類ノ販売業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ製造、貯蔵又ハ販売ニ關スル事項ニ付政府ノ検査又ハ承認ヲ受クベシ

第五十八条 収税官吏ハ酒類、酒母、醪若ハ麹ノ製造者又ハ酒類若ハ麹ノ販売業者ニ對シテ質問ヲ為シ又ハ左ニ掲ぐル物件ニ付検査ヲ為シ若ハ取締上必要ノ処分ヲ為スコトヲ得

第五章 罰則

一 製造者ノ所持スル酒類、酒母、醪若ハ麹又ハ販売業者ノ所持スル酒類若ハ麹

二 酒類、酒母、醪又ハ麹ノ製造、貯蔵又ハ販売ニ關スル一切ノ帳簿書類

三 酒類、酒母、醪又ハ麹ノ製造、貯蔵又ハ販売上必要ナル建築物、機械、器具、容器、原料其ノ他ノ物件

收税官吏ハ運搬中ノ酒類、酒母、醪又ハ麹ヲ検査シ又ハ其ノ出所若ハ到達先ヲ質問スルコトヲ得

第五十九条 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ酒造組合法ニ依リ設立シタル酒造組合又ハ酒造組合中央会ニ對シ徵税上必要ナル設備ヲ為シ若ハ徵稅事務ノ補助ヲ為シ又ハ酒税保全上必要ナル措置ヲ為スペキトマ命ズルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ酒造組合又ハ酒造組合中央会ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ交付金ヲ交付スルコトヲ得

第五章 罰則

第六十条 免許ヲ受ケズシテ酒類ヲ製造シタル者ハ五千円以下ノ罰金ニ處シ其ノ製造ニ係ル酒類並ニ其ノ機械、器具及容器ハ之ヲ沒収ス

前項ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒類造石税及酒類庫出税ヲ徵収ス

第六十一条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ酒類造石税五倍ニ相当スル罰金ニ處ス、但シ罰金額ガ二十円ニ満タザルトキハ之ヲ二十円トス

一 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ酒類造石税ヲ逋脱シ又ハ逋脱ゼントシタル者

二 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ酒類造石税ノ免除ヲ得又ハ得ントシタル者

三 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ酒類造石税ニ相当スル金額ノ交付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者

前項第一号又ハ第二号ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ酒類造石税ヲ徵収ス

第六十二条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ酒類庫出税五倍ニ相当スル罰金ニ處ス、但シ罰金額ガ二十円ニ満タザルト

キハセヲ二十円トス

- 一 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ酒類庫出税ヲ逋脱シ又ハ逋脱セントシタル者
- 二 詐偽其ノ他不正ノ行為ニ依リ酒類庫出税ノ免除ヲ得又ハ得ントシタル者
- 前項ノ場合ニ於テハ直ニ其ノ酒類庫出税ヲ徵收ス

第六十三条 第六十一条罰金ト前条ノ罰金トハ之ヲ併科ス

第六十四条 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ五百円以下ノ罰金ニ処ス

- 一 第十六条ノ規定ニ違反シ免許ヲ受ケズシテ酒母、醪又ハ麹ヲ製造シタル者
- 二 第十七条ノ規定ニ違反シ免許ヲ受ケズシテ酒類ノ販売業ヲ為シタル者
- 三 第三十五条第一項又ハ第二項ニ規定スル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者
- 四 第三十七条第一項ノ規定ニ依リ承認ヲ受ケズシテ酒類ヲ指定ノ場所ニ移入セザル者
- 五 第三十九条第二項ノ承認ヲ受ケズシテ同条第一項ノ原料用酒類ヲ他ノ用途ニ供シ又ハ之ヲ製造場ヨリ移出シタル者
- 六 第四十二条第三項ノ承認ヲ受ケズシテ同条第一項ノ規定ニ依リ酒類庫出税ヲ免除セラレタル酒類ヲ内地、朝鮮、台灣、樺太若ハ南洋群島ニ於テ消費シ又ハ此等ノ地域ニ於テ消費スル目的ヲ以テ譲渡シタル者
- 七 第四十八条又ハ第四十九条ノ規定ニ違反シ酒類ヲ处分シ又ハ製造場ヨリ移出シタル者
- 八 第五十一条第一項ノ規定ニ違反シ酒母又ハ醪ヲ处分シ又ハ製造場ヨリ移出シタル者
- 九 第五十二条又ハ第五十三条ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ違反シタル者

前項第一号ニ該当スル場合ニ於テハ製造ニ係ル酒母、醪又ハ麹並ニ其ノ機械、器具及容器ハ之ヲ沒収ス

第一項第一号及第八号ノ酒母及醪ハ之ヲ濁酒ト看做シ製造者ヨリ直ニ酒類造石税ヲ徵收ス

第一項第四号及第六号ノ酒類三付テハ直ニ其ノ酒類庫出税ヲ徵收ス、此ノ場合ニ於テハ第三十七条第三項（第四十二条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ハ之ヲ適用セズ

第一項第五号及第七号ノ酒類ニ付テハ直ニ其ノ酒類造石税及酒類庫出税ヲ徵收ス

第六十五条 左ノ各号ノ一二該当スル者ハ百円以下ノ罰金又ハ料料ニ処ス

一 第五十四条ノ規定ニ依ル帳簿ノ記載ヲ怠リ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者

二 第五十五条ノ規定ニ依ル申告ヲ怠リ又ハ詐リタル者

三 第五十六条ノ規定ニ違反シ検定ヲ受ケザル機械、器具又ハ容器ヲ使用シタル者

四 第五十七条ノ規定ニ依ル検査又ハ承認ヲ受ケザル者

五 第五十八条ノ規定ニ依ル收稅官吏ノ質問ニ對シ答弁ヲ為サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ為シ又ハ其ノ職務ノ執行ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル者

第六十六条 第六十条第一項、第六十一条第一項、第六十二条第一項又ハ第六十八条第二項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ刑法第三十八条第三項但書、第三十九条第二項、第四十条、第四十一条、第四十八条第二項、第六十三条及第六十六条ノ規定ヲ適用セズ

第六十七条 酒類、酒母、醪若ハ麹ノ製造者又ハ酒類若ハ麹ノ販売業者ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人、其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法ヲ犯シタルトキハ其ノ製造者又ハ販売業者ヲ处罚ス

第六十八条 本法ヲ施行セザル地ニ於テ製造シタル酒類ハ其ノ地ニ於テ本法ト同等以上ノ税ヲ課スル迄ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ズ。

前項ノ規定ニ違反シ酒類ヲ移入シタル者ハ其ノ移入酒類ニ付第二十七条ノ税率ニ依リ算出シタル酒類造石税及酒類庫出税ノ税額五倍ニ相当スル罰金ニ處ス、但シ罰金額ガ二十円ニ滿タザルトキハ之ヲ二十円トス

前項ノ酒類及其ノ容器ハ之ヲ没収ス

第六十九条 本法ヲ施行セザル地ニ於テ製造シタル酒母、醪又ハ麴ハ之ヲ本法施行地ニ移入スルコトヲ得ズ
前項ノ規定ニ違反シ酒母、醪又ハ麴ヲ移入シタル者ハ五百円以下ノ罰金ニ處シ其ノ酒母、醪又ハ麴及其ノ容器ハ之ヲ没収ス

附 則

第七十条 本法ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第七十一条 左ノ法律ハ之ヲ廃止ス

一 酒造税法

一 酒精及酒精含有飲料税法

一 麦酒税法

一 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻税法

一 明治三十四年法律第十号

一 明治四十一年法律第二十四号

第七十二条 旧法ニ依リ酒類、酒精ヲ含有スル飲料、麦酒、酒母、醪又ハ麴ノ製造ノ免許ヲ受ケタル者ハ命令ノ定ム

第七十三条 旧法ニ依リ酒類、酒精ヲ含有スル飲料又ハ麦酒ノ販売業ノ免許ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ酒類ノ販売業ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

ル所ニ依リ本法ニ依リ酒類、酒母、醪又ハ麴ノ製造ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス
旧法ニ依リ酒類、酒精ヲ含有スル飲料又ハ麦酒ノ販売業ノ免許ヲ受ケタル者ハ本法ニ依リ酒類ノ販売業ノ免許ヲ受ケタルモノト看做ス

第七十四条 前条第一項ノ規定ニ依ル清酒ノ製造者ニハ第十五条第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ合成清酒製造ノ免許ヲ与フルコトヲ得

第七十五条 第二十二条第一項第三号ノ規定ハ昭和十五年十月一日ヨリ開始スル酒造年度以後ノ酒造年度ニ付之ヲ適用ス

第七十六条 第二十二条第一項第三号ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケ製造シタル合成清酒ノ石数ハ之ヲ清酒ノ製造石数ト看做ス
第七十七条 旧法ニ依リ賦課シ又ハ賦課スベカリシ造石税、出港税及麦酒税ニ関シテハ仍旧法ニ依ル

第三十二条及第四十二条ノ規定ハ前項ノ規定ニ拘ラズ本法施行前三查定ヲ受ケタル酒類又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニ付之ヲ適用ス、此ノ場合ニ於テハ旧法及臨時租税増徴法ニ依ル造石税ハ之ヲ本法ノ酒類造石税ト看做ス

第七十八条 旧法ニ依リ原料用トシテ検定ヲ受ケタル酒類、酒精又ハ酒精ヲ含有スル飲料ニシテ本法施行ノ際現存スルモノハ其ノ検定ノ内容ヲ以テ本法施行ノ際検定セラレ第三十九条第一項ノ規定ニ依リ其ノ酒類造石税ヲ免除セラレタルモノト看做ス

第七十九条 本法施行前三查定ヲ受ケタル麦酒ノ酒類庫出税ノ税率ハ第二十七条ノ規定ニ拘ラズ一石ニ付二十四円三

第七十八条 酒類ノ製造者又ハ販売業者ガ本法施行ノ際製造場又ハ保税地域以外ノ場所ニ於テ各種類ヲ通ジ合計十石以上ノ酒類（濁酒ヲ除ク）ヲ持スル場合ニ於テハ其ノ場所ヲ以テ製造場、其ノ持者ヲ以テ製造者ト看做シ、本法施行ノ日ニ於テ其ノ酒類ヲ製造場ヨリ移出シタルモノト看做シ、其ノ持スル酒類ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ酒類庫出税ヲ徵收ス、此ノ場合ニ於テハ麥酒ニ付于ハ一石ニ付十四円二十錢ノ割合ニ依リ算出シタル金額、其ノ他ノ酒類ニ付テハ第二十七条ニ規定スル酒類庫出税ノ税率ニ依リ算出シタル金額ト、支那事變特別稅法第三十九条ニ規定スル物品稅ノ税率ニ依リ算出シタル金額トノ差額ヲ以テ其ノ稅額トス

前項ノ製造者又ハ販売業者ハ其ノ所持スル酒類ノ種類毎ニ石数及貯藏ノ場所ヲ本法施行後一月以内ニ政府ニ申告スベシ

第七十九条 本法施行ノ際製造場ニ現存スル酒類ニシテ戻入又ハ移入シタルモノニ付テハ第三十八条ノ規定ニ拘ラズ酒類庫出税ヲ徵收ス、此ノ場合ニ於テハ前条第一項後段ノ規定ヲ準用ス

第八十条 支那事變特別稅法第四十八条第一項又ハ第四十九条第一項第二号ノ規定ノ適用ヲ受ケテ移出シ又ハ引取りタル酒類ハ之ヲ第三十七条第一項ノ規定ノ適用ヲ受ケテ移出シ又ハ引取りタル酒類ト看做シ、支那事變特別稅法第五十条第一項第一号ノ規定ニ依リ物品稅ヲ免除セラレタル酒類ハ之ヲ第四十二条第一項ノ規定ニ依リ酒類庫出税ヲ免除セラレタル酒類ト看做ス

第八十一条 酒造稅法第十三条ノ規定ニ依リ提供シタル保証物及同法第十四条ノ規定ニ依リ為シタル納稅保証ヘ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ本法ニ依ル納稅ノ担保ト看做ス、但シ旧法ニ依ル納稅保証タルノ効力ヲ妨ゲズ

第八十二条 本法施行前旧法及支那事變特別稅法中酒類ノ物品稅ニ關スル規定ニ基キ為シタル申告、申請、検定、検査、承認、認可、命令、又ハ監督上ノ处分ニシテ本法中之ニ相当スル規定アルモノハ之ヲ本法ニ依リ為シタル申

告、申請、検定、検査、承認、命令、又ハ取締上ノ处分ト看做ス

第八十三条 東京府小笠原島及伊豆七島ニ於テ製造スル清酒及燒酎ノ酒稅ハ當分ノ内左ノ稅率ニ依ル

一 酒類造石稅 第二十七条ニ規定スル金額ノ三分ノ一
二 酒類庫出税 一石ニ付二十円

前項ノ酒類ハ之ヲ内地ノ他ノ地方、朝鮮、台灣、樺太、又ハ南洋群島ニ移出スルコトヲ得バ前項ノ規定ニ違反シ酒類ヲ移出シタル者ハ其ノ移出酒類ニ付第二十七条ノ稅率ニ依リ算出シタル酒類造石稅及酒類庫出税ノ合計金額ト、第一項ノ稅率ニ依リ算出シタル酒類造石稅及酒類庫出税ノ合計稅額トノ差額ノ五倍ニ相当スル罰金三处シ、其ノ酒類及容器ハ之ヲ沒收ス、但シ罰金額ガ二十円ニ満タザルトキハ之ヲ二十円トス

第六十六条ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第一項ニ規定スル地方ニ於テ製造シタル清酒及燒酎ニ付第七十八条又ハ第七十九条ノ規定ヲ適用スル場合ニ於テハ一石ニ付十円ノ割合ニ依リ算出シタル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第八十四条 沖縄県ニ於テ製造スル燒酎ノ酒類造石稅ハ當分ノ内左ノ稅率ニ依ル

第一種 アルコール分四十五度ヲ超エザルモノ 一石ニ付 三十三円
アルコール分三十度ヲ超ユルトキハアルコール分三十度ヲ超ユル一度毎ニ一円十錢ヲ加フ

第二種 アルコール分四十五度ヲ超ゴルモノ 一石ニ付 百一円ニアルコール分四十五度ヲ超ゴル一度毎ニ一円八十錢ヲ加ヘタル金額

本法施行前又ハ施行後沖縄県ニ於テ製造シタル燒酎ヲ内地ノ他ノ地方、朝鮮、台灣、樺太、又ハ南洋群島ニ移出スルトキハ其ノ燒酎ニ付第二十七条ノ稅率ニ依リ算出シタル酒類造石稅ノ稅額ト、前項ノ稅率ニ依リ算出シタル

酒類造石税ノ税額トノ差額ニ相当スル出港税ヲ課ス

樺太酒類出港税法第三条乃至第十二条ノ規定ハ前項ノ場合ニ付之ヲ準用ス

第八十五条 神社ニ於テ古例ニ依リ明治十三年以前ヨリ引続キ酒類ヲ製造スルトキハ一酒造年度ノ製造石数一石以下

ノ場合ニ限り当分ノ内酒税ヲ課セズ

第八十六条 アルコール専売法第十七条中「酒造税法又ハ酒精及酒精含有飲料税法ニ依リ製造免許ヲ」ヲ「酒税法ニ

依リ酒類製造ノ免許ヲ」ニ、「酒類又ハアルコール含有飲料ノ原料」ヲ「酒類製造ノ原料」ニ改ム

第八十七条 樺太酒類出港税法第一条第一項中「焼酎、酒精及酒精含有飲料」ヲ「酒税法ノ焼酎及雜酒」ニ改メ、同

条第二項ヲ削ル

(法令全般)